（情報処理の促進に関する法律施行規則第三条第二項第五号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示の一部改正）

第三条　情報処理の促進に関する法律施行規則第三条第二項第五号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示（平成二十九年経済産業省告示第二百二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（規則第二条第一項各号に掲げる試験の科目に応じ情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能を有する者等） **第一条**　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下次項において「規則」という。）第二条第一項各号に掲げる試験の科目に応じ情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能を有する者として経済産業大臣が定める者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院、大学（短期大学を除く。）又は専修学校における情報セキュリティに関する知識を修得するための研究科、研究科の専攻、学部、学科又はこれらに相当する課程（同法に基づく専門職大学におけるものにあっては、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第二条の二に規定する学士（専門職）を授与するものに限り、専修学校におけるものにあっては、平成六年文部省告示第八十四号（専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程）第三条に規定する高度専門士の称号を付与するものに限る。）（以下「学科等」という。）のうち経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下この項及び第四条において「機構」という。）が情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下第四条第二項において「法」という。）第七条第一項の規定により情報処理安全確保支援士試験の実施に関する事務（以下第四条第一項において「支援士試験事務」という。）を行う場合にあっては機構。以下同じ。）の認定を受けたもの（以下「認定学科等」という。）を修了若しくは卒業した者又はその年度において当該認定学科等を修了若しくは卒業することが見込まれる者であって、情報セキュリティシステムの開発並びに情報処理システム及びこれを用いる業務におけるセキュリティ管理に関する専門知識を修得するための履修項目を定める計画（以下「履修計画」という。）を修了した旨の認定（以下「修了認定」という。）を受けた者（第七条による報告があった日から起算して二年以内に情報処理安全確保支援士試験を受ける場合に限る。）とする。 2　（略） （手数料の納付） **第四条**　（略） 2　前項の手数料は、国に納付する場合にあっては第二条の申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、機構に納付する場合にあっては法第八条に基づき認可を受けた支援士試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。 3　（略）	（規則第二条第一項各号に掲げる試験の科目に応じ情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能を有する者等） **第一条**　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下次項において「規則」という。）第二条第一項各号に掲げる試験の科目に応じ情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能を有する者として経済産業大臣が定める者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院、大学（短期大学を除く。）又は専修学校における情報セキュリティに関する知識を修得するための研究科、研究科の専攻、学部、学科又はこれらに相当する課程（同法に基づく専門職大学におけるものにあっては、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第二条の二に規定する学士（専門職）を授与するものに限り、専修学校におけるものにあっては、平成六年文部省告示第八十四号（専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程）第三条に規定する高度専門士の称号を付与するものに限る。）（以下「学科等」という。）のうち経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下この項及び第四条において「機構」という。）が情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下第四条第二項において「法」という。）第七条第一項の規定により情報処理安全確保支援士試験の実施に関する事務（以下第四条第一項において「支援士試験事務」という。）を行う場合にあっては機構。以下同じ。）の認定を受けたもの（以下「認定学科等」という。）を修了若しくは卒業した者又はその年度において当該認定学科等を修了若しくは卒業することが見込まれる者であって、情報セキュリティシステムの開発並びに情報処理システム及びこれを用いる業務におけるセキュリティ管理に関する専門知識を修得するための履修項目を定める計画（以下「履修計画」という。）を修了した旨の認定（以下「修了認定」という。）を受けた者（第七条による報告があった日から起算して二年以内に情報処理安全確保支援士試験を受ける場合に限る。）とする。 2　（略） （手数料の納付） **第四条**　（略） 2　前項の手数料は、国に納付する場合にあっては第二条の申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、機構に納付する場合にあっては法第十一条に基づき認可を受けた支援士試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。 3　（略）

（情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八条第六号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示の一部改正）

第四条　情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八条第六号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示の一部改正（平成二十九年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（規則第三十八条第六号の規則第三十七条第一項別表の試験の科目に応じ情報処理に関して必要な知識及び技能を有する者等） **第一条**　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下この条において「規則」という。）第三	（規則第三十八条第六号の規則第三十七条第一項別表の試験の科目に応じ情報処理に関して必要な知識及び技能を有する者等） **第一条**　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下この条において「規則」という。）第三